

熊本県障がい福祉計画（第 7 期障がい・第 3 期障がい児福祉計画）策定 について

障害者総合支援法第 8 9 条第 1 項・児童福祉法第 3 3 条の 2 2 第 1 項に基づき、国の基本指針に即して策定。
第 6 期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け。
現計画の終期が令和 5 年度末であるため、今年度、次期計画（令和 6 年度～令和 8 年度までの 3 年間）を策定。

1 前回の素案審議からの修正一覧

別添一覧（新旧対照表）のとおり

2 パブリック・コメントについて

計画策定の過程で、広く県民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

（ 1 ）募集期間

令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 月 2 0 日まで（ 3 0 日間）

（ 2 ）意見の件数（意見提出者数）

0 件（ 0 人）

3 今後のスケジュール

2 月 6 日 第 3 回熊本県障害者施策推進審議会開催（最終審議）

2 月 1 3 日 熊本県障がい者自立支援協議会開催（意見聴取）

2 月 2 6 日 県議会（厚生常任委員会）最終報告

参考 これまでの審議経過及び予定

<令和5年>

5月19日 国の基本指針告示

7月27日 市町村計画策定担当者会議（オンライン）

9月 5日 **第1回熊本県障害者施策推進審議会開催**（成果目標及び活動指標審議）

9月～10月 市町村計画に係るサービス見込量等の中間報告

11月28日 **第2回熊本県障害者施策推進審議会開催**（素案審議）

12月13日 県議会（厚生常任委員会）中間報告

12月22日 パブリック・コメント（1月20日まで）

<令和6年>

2月 6日 **第3回熊本県障害者施策推進審議会開催**（最終審議）

2月13日 熊本県障がい者自立支援協議会開催（意見聴取）

2月26日 県議会（厚生常任委員会）最終報告

<新旧対照表>

熊本県障がい福祉計画（第7期障がい・第3期障がい児福祉計画） 第2回熊本県障害者施策推進審議会以降の変更点

	ページ	新	旧
1	P7、P8、P15	・・・保健、医療、福祉、保育、教育・・・	・・・保健、医療、保育、教育・・・
2	P8	<p>～ 加えて、医療的ケア児や小児慢性特定疾病児童のうち障がいのある児童が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。</p> <p>医療的ケア児と小児慢性特定疾病児童の注釈を追記。</p>	<p>～ 加えて、人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」）が保健、医療、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。</p>
3	P31、P37、P39	「活動指標」の中で、県の過去実績を基に設定する数値については注釈を追記。	—
4	P49、P64	～ 削除	～ なお、これまでの実績からすると、やや過剰な見込みと推測されます。
5	P81	<p>ケ 障がい者ピアサポーター養成研修 障害福祉サービス等におけるピアサポート活動の取組を支援するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターを養成します。併せて、ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修を実施します。</p>	<p>ケ 障がい者ピアサポーター養成研修 障害福祉サービス等におけるピアサポート活動の取組を支援するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターや、ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修を実施します。</p>